三十八　所属農林中央金庫等が、業務代理組合が行う代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じること。

イ～ホ　（略）

ヘ　所属農林中央金庫等の名称、業務代理組合であることを示す文字及び当該業務代理組合の名称を店頭に掲示させるとともに、その常時使用する職員の数が二十人以下である場合又はそのウェブサイトがない場合を除き、当該業務代理組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

ト～ヌ　（略）

三十九・四十　（略）

4～12　（略）

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

（略）	（略）
第十七条第三項	（略）
第十七条第四項	銀行法第十六条第二項の規定による閲覧に供する措置
第十七条第五項	銀行法第十六条第三項に規定する主務省令で定める場合
第十七条第六項	銀行法第十六条第四項に規定する主務省令で定める場合
（略）	（略）
第二十六条第一項	銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示
第二十六条第二項	銀行法第三十八条第二項の規定による閲覧に供する措置
第二十七条	（略）
（略）	（略）
第三十四条の四十第一項	（略）
第三十四条の四十第二項	銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置
第三十四条の四十第三項	銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する主務省令で定める場合

三十八　所属農林中央金庫等が、業務代理組合が行う代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じること。

イ～ホ　（略）

ヘ　所属農林中央金庫等の名称、業務代理組合であることを示す文字及び当該業務代理組合の名称を店頭に掲示させるための措置

ト～ヌ　（略）

三十九・四十　（略）

4～12　（略）

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

（略）	（略）
第十七条第三項	銀行法第十六条第一項の規定による掲示
（新設）	（新設）
第十七条第四項	銀行法第十六条第二項に規定する主務省令で定める場合
第十七条第五項	銀行法第十六条第三項に規定する主務省令で定める場合
（略）	（略）
第二十六条	銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示
（新設）	（新設）
第二十七条	銀行法第四十一条第四号の規定による承認の申請
（略）	（略）
第三十四条の四十	銀行法第五十二条の四十第一項に規定する主務省令で定める様式
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）